



◆～暑中お見舞い申し上げます～

梅雨が明けて、暑い夏がやってきましたが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

さて、当事務所では事務所を移転し、7月28日（月）より、新しい事務所で営業を開始しました。



今までの三栄ビルから、60mほど東に移動。

三国ヶ丘駅から見ますと、ソフトバンクショップ手前の筋を右折。清恵会病院の方向に入った場所にある、一戸建ての事務所になります。

住所は、「4丁4番1号」から「4丁4番7号」に。電話とFAX番号は変わりません。

工事の進行等、不確定な要素が多くて、皆様にもなかなか告知ができませんでした。物件を見つけたのは今年の2月。寒い寒い時でした。

以後、水面下で準備を進めてきましたが、多くの方、本当にたくさんの方の力をお借りして、無事に営業開始にたどり着くことができました。

新しく作ったロゴは、「Y」をモチーフに。道路沿いにある事務所、「散歩の途中に、気軽に寄りそうな家」をイメージしています。



ロゴに込めた思いのとおり、多くの方に出入りしていただけるように。皆様にさらにご利用いただきやすい事務所を目指してやってまいります。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



司法書士 吉田浩章

本号のトピックス

- はじめに～「暑中お見舞い申し上げます」～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「嫡出の推定とDNA検査」
- 山下の「楽しいボランティア」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識－生命保険金の非課税金額
- Q&A遺産分割「海外居住者がいる場合」
- 4コマまんが「新事務所」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

こんにちは、事務の栗野です。今回は、クロップス（auショップ運営会社）の株主優待を紹介します。

6月の優待は、3,000円相当の東海地区名産品（今年は愛知）と、上場市場変更による記念優待のクオカード（500円）1枚でした♪

岐阜・静岡・三重と、毎年違う名産品が楽しめます～v^^)

平成26年7月28日現在の株価は1株544円。100株で3,000円相当の優待を受取れます。配当は今年の実績で500円/年で、配当利回りは、約0.92%ですが、優待+配当利回りでは約6.4%と、なかなかの高利回りです。



栗野 恵

【優待メモ】株クロップス（東証1部上場）。株主優待の権利確定月は、3月（年1回）です。

◆法律コラム－「嫡出の推定とDNA検査」

最近、最高裁で判断された事例。

DNA検査によって、99.99%、生物学上の父親が他の男性であるとされる場合、子と戸籍上の父親との関係はどうなるのか、という問題です。

民法772条では、「妻が婚姻中に授かった子は、夫の子と推定する」とされています。「嫡出（ちやくしゅつ）の推定」といわれるものです。その推定が及ばないのは、夫婦が遠隔地に居住していて、性的な関係を持つ機会がなかったことが明らかである等、の場合に限られていました。

今回の事例では、夫婦が同居していたり、単身赴任中でも行き来があったり、という事情があったようで、過去の判例には当てはまりません。

結論として、最高裁は、『DNA検査で、科学的には父子関係がないとされても、戸籍上の親子関係を取り消すことはできない』としました。「子の身分関係の法的安定性を保持する必要」という理由です。

生物学上の父と、法律上の父が異なるという矛盾…。裁判所で判断することの限界を感じます。



◆山下の「楽しいボランティア」

こんにちは、司法書士の山下です。暑いですね。この季節、日傘が欠かせませんが、何度も置き忘れてもうないので、大きなつばの帽子で出かけたら、その帽子も訪ねた被後見人さんの家に忘れてきてしまいました。今、紫外線浴び放題で歩いています。

さて、楽しいボランティア生活。ボランティアをしていなかった頃と今とで何が変わったかを振り返ってみますと、一番は、多くの人とつながりができたということがあります。住んでいる校区でのボランティア活動では、地域の高齢者を見守る人々との連携ができ、ある高齢者施設での傾聴ボランティアでは、施設側の想い、傾聴活動を一緒にする仲間の想いを知ることができました。

知らない人同士がつながり、想いを確認しあう機会をボランティア活動を介し、高齢者の方々に与えてもらっているのですね。

山下千恵子



◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

こんにちは、司法書士の岸野です。早いもので、長男が小学生になり初めての夏休みを迎えています。小学校生活、なかなか楽しいようで、一安心です。

さて、ワクワク体験記ですが、息子達が5月から少年野球を始めました。きっかけは保育園の友達に誘われた体験野球だったのですが、その日のうちに入部を決め、以来すっかり野球に夢中です。学校から帰ってきて、すぐに家で野球ごっこ。プロ野球中継も食い入るように見えています。おまけに夫も気が付いたらコーチ就任（笑）。休日は朝から夕方まで野球三昧。私は3人分のお弁当、水筒の用意、ドロドロの洗濯物に・・・。

なかなか家族で遊びに行けなくなりましたが、息子のイキイキした顔を見てみると、応援するしかないなあと。

ちなみに背番号は「44」。未来のバース？梅野？親バカ？もちろん、阪神タイガースのファンです。 岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所（JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く）

TEL072-254-5755 E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

今年のゴールデンウィークは、有馬温泉の「有馬御苑」に行きました。有馬川のほとり、温泉街の中心にあるお宿です。

外観からは、少々古さを感じますが、中はきれいにリニューアルされていて快適～。



大浴場の「金泉」は濃厚で、タオルに少しお湯がかかっただけで、タオルが変色します。部屋からの眺めもいいし、料理もおいしい（部屋食が基本）。接客もいい感じ。そして、有馬温泉の中ではリーズナブル。

また泊まりに行きたい温泉宿です。

【有馬温泉へのアクセス】

連休は、高速や周辺道路が混雑します。そんな中、オススメは、芦屋から「芦有ドライブウェイ」で、六甲山を越えるルート。急なカーブもありますが、車の交通量は少ないです。



◆マメ知識—生命保険金の非課税金額

相続税の基礎控除枠の縮小を来年に控え、生命保険の身近な活用方法をご紹介します。

例えば、生命保険の契約者（保険料も負担）が「父」、被保険者も「父」、受取人「子」という契約形態の場合、子が受け取った生命保険金は、相続税の課税対象となります。

しかし、生命保険金のうち『500万円×法定相続人の数』で計算された金額は、相続税の計算で非課税とされています。

法定相続人が3人の場合、1,500万円までが非課税となりますので、同じ財産を子に残すとしても、預貯金の場合と、生命保険の場合とで、相続税の計算で違ってくる場合がある、ということになります。

現金で生前贈与をしていくのは抵抗がある…という場合にも、保険の活用をご検討下さい。



◆Q & A 遺産分割 海外で居住する人がいる場合

Q:父が亡くなりました。相続人は、私と弟（アメリカ在住）の2人です。不動産は、一旦私の名義に変更した後、売却することを予定しています。

相続登記には「相続人の印鑑証明書が必要」と聞いたため、弟に印鑑証明書を用意するように伝えたところ、「日本に住民登録がないので、印鑑証明書は取れない」と言われました。どうしたらいいのでしょうか。



A:弟さんについては、現地の日本領事館でサイン証明（署名証明書）と在留証明書を発行してもらい、印鑑証明書と住所証明書に代わる書類として手続きを進めることができます。

ポイント
お仕事の関係等で、海外で生活されている方も増えてきました。

相続人の方が海外に居住されており、住民登録も日本に残されていない場合は、日本人であっても、日本の役所で印鑑証明書や住民票の交付を受けることができません。

そこで、現地の日本領事館で「サイン証明」といわれる書類を発行してもらい、『遺産分割協議書に記載されている署名が、相続人本人の署名である』旨の証明をしてもらうことで、不動産の名義変更の手続きを進めることができます。

サイン証明で相続の手続きを進めることになるのは、金融機関での預貯金の解約でも同様です。

逆に、サインがあれば、遺産分割協議書等に押印は不要です。

重要な書類に印鑑が押されていないのは、日本の感覚では違和感がありますが、「証明の方法が国によって違うだけ」ということになります。



◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
http://www.office-yoshida.net



- ★主な取り扱い業務
 - 司法書士業務
 - ・不動産の登記（売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等）
 - ・会社の登記（会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等）
 - ・個人の債務整理（自己破産、個人再生、任意整理等）
 - ・家庭裁判所への提出書類作成（成年後見、相続放棄等）
 - 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
 - FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談
- ★営業時間：平日9時～18時（事前予約制。時間外の対応も可）

【編集後記】7月28日より新事務所での営業が始まりました☆
2階建てなので、階段の上り下りに不安を感じ、トントン・ドスドス・なんて、人（体重）によって足音が違ったら…と、密かに気にする毎日です。。A^^;) (栗野)

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様や、セミナーでお会いした方にお送りしています。
今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール (yoshida-houmu@nifty.com) かお電話にてお知らせ下さい。

◆「仕事にも生かせる」おススメ本

「私の財産告白」（本多静六著）

本多さんは、昭和27年に亡くなっていますが、「本多式 4分の1天引き貯金法」は有名で、あちこちで語り継がれている方です。



本書に書かれていることは、時代は変わっているのに、「本当にそのとおり…!」と感じる話ばかり。

貯蓄の話の中でも、「貯金は大事」が結論ではなく、逆に、財産が子孫を不幸にすることも等、お金の恐さも綴られています。

仕事に対する心構え、生き方に関する姿勢など、お金の問題を絡めて深〜い部分で考えさせてもらいつつ、世に氾濫する自己啓発本とは逆で、読んだ後は、自分の心を戒める方向に向かいます。

「財産のことを告白するなんて何事か…」と受け止められる方ほど、ぜひぜひ手に取っていただきたい本です。

